

事務所だより2025年3月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel : 090-7490-7396
 Fax : 0797-78-6488



弥生の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

2月の初めに宝塚市に巨額の寄附、というビックリするニュースがありました。病院の建設代として約250億円、医療機器購入資金として約4億円です。ネットでいろんな情報が出ているので皆さんご存知かと思いますが、寄附をされた方は、これだけの寄附をしてもまだまだ財産があるようです。超一流企業の創業を担った方で当時社長からもらった株式が、会社が大きくなり上場し、さらに株式分割（もともとの1株が2株や3株に分割される）で株数が増えことで大きな財産になったようです。『小さな会社を育ててリターンを得る』という意味では、これぞ『投資』だと思います（寄附された方は社員として働いていたので少し違うかもしれませんが）。どこかの銀行員が他人の貸金庫に手を付けていましたが、その原因がFXでの失敗だそうです。FXは投資と言われていますが、はっきり言って投機です（もしかしたらお金の『投棄』かも(^_^;)）。FXはレバレッジを利かせて大きな儲けを得ることができますが、このレバレッジが曲者です。銀行員でも損をして失敗するのです。とても『投資』とは言えないと思います。いま、国は『貯蓄から投資へ』と声を大にして叫んでいます、私達が目指すのはあくまで『投資』です。目先の利益に惑わされないようにお気を付けください。



さて、私事で恐縮ですが（いつも私事でしたね(^_^;)）、私がかかわった書籍が出版されました！私はあくまで『監修』で中身は甲子園大学教授の樋口先生の執筆です。にもかかわらず私を筆頭にしてくれて感謝しかないですm(_ _)m。一応、一般の書店でも購入できます（Amazon

でも売っていましたが、ビックリ）。当然在庫はありませんので注文になります。と、その前にもし御入用の方がいらっしゃれば、送料をご負担いただければ、私からプレゼント(?)します（こういう本は売れないので、こちらで買取りになる

毎年恒例の同年代のテニス練習会です。初打ちができました(^_^;)。寒い時期なのですが、確定申告前の私の都合に合わせてくれているんですね。ありがとうございますm(_ _)m。



1日30分
 確定申告まで
 10日でわかる

書き込みドリル式
簿記入門

監修 西田 成希
 岡本 浩明
 著者 樋口 勝一

大阪公立大学出版会

んです。たくさん持っています(>_<)。

と、宣伝をさせていただいたところで、事務所だより3月号を送ります。確定申告、ラストスパートです。流石にへろへろですが、もうひと頑張りします！

☆ お知らせ（2025年3月の税務）

期 限	項 目
3月10日	☐ 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月17日	☐ 前年分贈与税の申告（申告期間：2月3日から3月17日まで）
	☐ 前年分所得税の確定申告（申告期間：2月17日から3月17日まで）
	☐ 所得税確定損失申告書の提出
	☐ 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
	☐ 確定申告税額の延納の届出書の提出（延納期限：6月2日）
	☐ 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
3月31日	☐ 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
	☐ 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
	☐ 1月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
	☐ 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	☐ 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	☐ 7月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
	☐ 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	☐ 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分） <消費税・地方消費税>

☆ 金地金の密輸が2.1倍に

金の値段が上がり続けています。そのせいかどうか分かりませんが、「金」についてこんな発表がありました。

財務省は、2023事務年度（2023年7月～2024年6月）の「関税等脱税事件に係る犯則調査」

の結果を公表しました。全国の税関が行った輸入品に対する関税および内国消費税（輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税などの間接税）に係る犯則調査の結果をまとめたものです。

それによると、関税などの脱税事件に対して全国の税関が行った犯則調査の結果、検察官への告発や税関長による通告に至った処分件数は前事務年度比7%減の157件へと微減したものの、脱税額は同86%増の総額約4億円で大幅増となりました。

処分した事件のうち、金地金の密輸事件が同18%減の102件で、件数としては減少したものの事件全体の約6割を占めています。金地金の脱税額は総額約3億6千万円で、前事務年度の約2.1倍に急増しました。

金地金密輸事件の主な処分事例としては、航空機旅客が金地金約105kgを密輸し、消費税約8,080万円を脱税した事案があったそうです。

また関税と内国消費税（消費税、酒税、たばこ税等）の輸入申告に対する「輸入事後調査」の結果も同時期に発表しました。同調査は、輸入貨物に掛けられる関税などが適正に納税申告されていたかどうかを通関後に確認するための税務調査。23年度に行われた調査は3,576件で、申告漏れなどが発覚した輸入者の手続きは2,678件。関税などの納付不足税額は約128億3千万円でした。

☆ 日本の年金制度

◆ 日本の年金制度は3階建て

日本の年金制度は、ややこしいです。現在の年金は、1・2階は公的年金で老後の生活資金の基本を支え、3階の企業年金、個人年金でその拡充を図る制度になっています。そして税制や優遇措置も企業年金、個人年金の種類によって多岐に分かれています。

◆ 企業年金と個人年金

「企業年金」は、企業が従業員のために実施する退職金の分割払い、と言えます。企業の中ではなく外部に資金を積み立てる退職給付制度として発展してきました。一方、個人が自ら加入する「個人年金」は公的年金に加えて老後の所得を確保、補填したい人の自助努力を目的とする制度です。

2023年の常用労働者30人以上の企業の調査では、退職年金制度がある⇒23.2%、退職一時金のみ⇒51.7%、退職金の制度がない⇒24.8%でした。

企業年金と個人年金とも税法上の優遇制度があり、「拠出時」と「運用時」は原則非課税です。

年金として受給する場合は「公的年金にかかる雑所得」として「公的年金等控除」を差し引いた額が所得税・住民税の課税対象です。一時金として受給する場合は「退職手当等」に該当し、勤続年数に応じた「退職所得控除」を差し引いた額の2分の1が課税対象となります。

◆ 「確定給付型」と「確定拠出型」

「企業年金」と「個人年金」は、「確定給付型（DB）」と「確定拠出型（DC）」があります。

「確定給付型（DB）」は、事業主が掛金を拠出し、加入期間などに基づいてあらかじめ受け取る金額（給付金）の算定方法が決まっています。従って、加入者が退職後の生活設計を立てやすい反面、運用状況の悪化などで資産の積み立て不足が発生する場合があります、そのときは事業主が掛金を拠出して不足分を埋める必要があります。

税制上の取り扱いは事業主が拠出した掛金は全額非課税となりますが、加入者が拠出した掛金は民間の個人年金と同じ扱いで他の生命保険料と合算して年4万円を上限に生命保険料控除となります。

「確定拠出型（DC）」は、運用先に支払う金額（拠出金）をあらかじめ決めておき、その運用収益との合計額を基に個人別に給付をされます。

拠出金が、加入者の持分として明確化され、加入者が自らの選択によって自己責任で運用し、その運用の結果得られた資産額がそのまま給付額となる制度です。加入者は投資信託等の貯蓄商品から自由に選択して運用します。中途引き出しが原則禁止など、資産が老後の所得保障となるための要件を課すことで、下記の税制上の優遇措置が認められています。

◆ 確定拠出年金

企業型確定拠出年金は、事業主が実施する企業年金であり、事業主が掛金を拠出します。規約の定めがあるときは、加入者も事業主掛金を超えない範囲で、拠出することが可能です（マッチング拠出）。拠出限度額は、月額5万5千円です。確定拠出年金の事業主掛金は、法人税で損金算入（個人事業主は必要経費）の対象となり、税制上優遇されています。

個人型確定拠出年金は、国民年金基金連合会が金融機関に業務を委託して実施し、個人単位で加入する制度でiDeCo（iDeCo）と呼ばれます。掛金は加入者が拠出します。ただし中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）により、企業年金を実施していない中小企業事業主が、個人型DCに加入する従業員の掛金に上乗せして掛金を拠出することも可能です。

拠出限度額は、国民年金第1号被保険者は月額6万8千円。企業年金がない第2号被保険者と第3号被保険者は月額2万3千円です。企業年金がある第2号被保険者は月額2万円となっています。

◆ 資産運用で老後に備え推進

令和7年度税制改正大綱で、iDeCoの掛金限度額を引き上げることとなりました。企業に勤める人がiDeCoと企業型確定拠出年金を併用した場合の限度額を引き上げ、従来はiDeCoと企業型確定拠出年金を併用した場合、掛金合計限度額は月5万5千円でしたが、7千円引き上げて月6万2千円となります。企業型確定拠出年金がない企業はiDeCoの上限が月2万3千円から月6万2千円となります。自営業やフリーランスは国民年金基金との合計額が付き6万8千円から月7万5千円と7千円引き上げられます。

これも、老後の生活資金の確保を目的とした「貯蓄」から「投資」への流れです。